

5号

広 報

主 な 内 容

- ◎ 飼い犬の条例制定について 1
（飼い犬の条例制定の主旨）
- ◎ 恩納村飼い犬条例 2
（運用に関する事項）
- ◎ 恩納村廃棄物の処理及び 5
清掃に関する条例
- ◎ 刑の執行猶予制度について 8
- ◎ 会と催し 41
（山田小学校創立85周年記念式典）



飼い犬の条例制定について

(飼い犬の条例制定の主旨)

最近飼い犬によつて咬傷事故や、家畜、農作物の被害がひん発し。特に幼児及び郵便、新聞等の配達従事者の被害は、著しいものがあります。現在まで飼い犬を取り締る法律がなく、現行の狂犬病予防法は、狂犬病の予防及びまん延の防止等に関する措置を規定しているに過ぎず、また、軽犯罪法では対象となる犬の前提要件が害を加える性質(くせ)のあることの明らかである場合のみが適用される規定であつて、いずれも一般的に飼い犬の管理について規制することは不可能であります。

従いまして、これらのへいがいを未然に防止するために、所有者等の心構えと遵守すべき事項を規定しまして、飼い主の管理を適正に行なわせることにより、飼い犬が人畜その他に害を加えることを防止し、もつて社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的としてこの条例を去る6月の定例議会で制定(別添)したものである。

恩納村飼い犬条例

制定昭和48年7月17日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、犬による人畜その他に対する危害を防止し、もつて社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者または管理者もしくは占有者をいう。
- (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、または管理し、もしくは占有する犬をいう。
- (3) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (4) けい留 人畜その他に危害を加えないように飼い犬をじょうぶな綱、くさり等で固定したものにつなぎ、拘束しておくこと、またはおりに入れ、もしくは、その他の障壁を設けて收容することをいう。

(飼い主の義務)

第3条 飼い主は、飼い犬の性質、形態等に応じ、人畜その他に害を加えるおそれのない状態で飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、その限りでない。

- (1) 警察犬、狩りよう犬、牧羊犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。
 - (2) 人畜、その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、もしくは移動又は運動させるとき。
 - (3) 他人に危害を加えるおそれのない状態で展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用するとき。
 - (4) 幼犬等で人畜その他に害を加えるおそれのないことが明らかであるとき。(生後90日以内)
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により村長が承認したとき。
- 2 人畜その他に害を加えるおそれのある飼い犬はこれを制御することができる者でなければ、連れ出してはならない。
- 3 飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にし、ふん尿その他の汚物を衛生的に処理し、こん虫等の発生を防止し、発生したら駆除すること。
- 4 飼い犬により、学校、公園、道路その他公の場所及び他人の土地、物件を不潔にし、または傷つけ、あるいは荒すような行為をさせないこと。
- 5 飼い犬を飼育している場所の出入口附近または他人の見やすい箇所に、規則で定める様式により、飼い犬を飼育している旨を他人に明らかに見えるように表示すること。

6 飼い犬が不要になつた場合は、自ら処理できるときを除き、村長に届け出てその指示に従ふこと。

(飼い犬が人畜に害を加えた場合の届出)

第4条 飼い犬が人または家畜、家畜等に害を加えたときは、飼い主は直ちにその旨を村長に届け出なければならない。

(措置命令)

第5条 村長は、人畜に害を加えた犬の飼育者に対し当該犬の殺処分又は性癖のきよう正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 村長は、第3条の規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対し、必要な措置を命ずることができる。

(野犬掃とう)

第6条 村長は、必要があると認めるときは、野犬掃とうを行うことができる。

2 村長は、野犬が人畜その他に危害を加えることを防止するため緊急の必要がある場合において、通常の方法によつては野犬を捕獲することが著しく困難であると認めるときは一定の区域及び期間を定めて、薬物を使用して野犬を掃とうすることができる。

3 村長が、野犬掃とうを行なうときは、あらかじめ告示をもつて、その期間及び区域を定めてその区域内及び周辺の飼い犬の飼育者に当該期間中、飼い犬のけい留を命ずるものとする。

4 村長は、前項の期間中において、けい留されていない犬は、飼い犬であることが明らかなもの外は、すべて野犬とみなすことができる。

5 村長は、第2項の規定により薬物を使用するときは、当該区域及び隣接区域の住民に対し、あらかじめ薬物の使用方法及び使用期間その他必要と認める事項を周知させ、事故防止に努めなければならない。

(隣接市町村長への通知)

第7条 村長は、前条第3項の規定による告示をしたときは、隣接市町村長にその旨を通知しなければならない。

(野犬掃とうの方法)

第8条 野犬掃とうは、条例で定めるところにより、村の当該吏員の監督の下に村長の指定する野犬掃とう員をして行わせなければならない。

(立入調査)

第9条 村長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員をして、飼い犬を飼育している場所その他関係のある場所に立ち入つて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときには、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第10条 次の各号の一つに該当する者は2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第3条第1項から第6項までの規定に違反し、人畜その他に被害を与えた犬の飼主。

(2) 第4条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者。

(3) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者。

2 第5条に規定する措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は昭和48年8月10日から施行する。

(運用に関する事項)

本条例でいう「人畜」とは人及び家畜をいい、家畜には牛、馬、豚、山羊、のほか家きん、家兎、犬猫等人間生活に附随した動物をも含み「その他」には、農作物等も含まれる。「害を加える」とは必ずしも生命又は身体に対する侵害に限らず人間の心理に、はなはだしく不快の念を加える場合も含まれる。

条例第3条第5項は、飼い犬を飼育していることを第三者に明示するため、一定の標識を表示することを規定したもので、来訪者に不測の被害を防止するためのものである。

第10条は犬の飼主に正しい犬の飼い方を行なわせることにより、危害の未然防止を図るを主眼とした予防措置で、その実効性を確保するための罰則規定であり、違反畜犬がでないよう飼主は留意されたい。

恩納村廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本村における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）をいう。
- 二 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）をいう。
- 四 一般廃棄物、産業廃棄物とは、法第2条各号に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独または他の事業者と共同して自からの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等により、その減量化を図るとともに物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ）は、その占有し、又は管理する土地又は建物に面する道路等の清掃を行なう等、その清潔の保持に努めなければならない。

- 2 処理区域内において家畜を飼育する者は飼育場所の清潔を保持し、か、はえ等の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散の防止に努めなければならない。
- 3 占有者は、占有する土地又は建物内にみだりに廃棄物を捨てられないようその境界に板へい、有刺鉄線で囲いを設ける等、適正管理に努めなければならない。
- 4 土木建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発村美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂がれき、廃材等の整備に努めなければならない。
- 5 海浜、道路、公園その他公共の場所で動物を連行し、又は物品を販売し、若しくはチラシ、ビラ等を配布した者は、当該動物が排出したふん便又は当該行為に伴ないその附近に散乱した不要物等をすみやかに処理しなければならない。
- 6 処理区域内において、業として廃棄物その他著しく汚染された器物を取扱う者は、こ

これらのものの集積選別又は乾燥等について清潔を保持し、環境を汚染しないように努めなければならない。

7 くみ取り便所が設けられている建物の占有者は便所のくみ取口を完全に^ふ密封し、便所は不侵透性構造にし、かつ密閉され、そ族こん虫が発生しないように防ぐ等、清潔に維持管理しなければならない。

8 法第5条第2項の規定による大掃除は村長の定める計画に従い、実施しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第5条 村長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理についての、一定の計画を毎年度のはじめに定めるものとする。

(村民の協力義務)

第6条 処理区域内における土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物の収集運搬及び処分に協力しなければならない。

一 一般廃棄物は、可燃物、不燃物に分別し村長が指定する容器「袋」に収納すること。

二 容器は、生活環境保全上、衛生上及び道路交通上の支障とならない所定の場所におくこと。

三 容器には、有毒性、危険性、悪臭その他本村の行なう収集運搬及び処分の義務に支障を及ぼす物を混入してはならない。

(多量の一般廃棄物)

第7条 法第6条第5項の規定により、一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は村長が別に定める。

2 前項の一般廃棄物(し尿を除く)は、焼却破碎圧縮等あらかじめ前処理に努め、所定の場所に搬入しなければならない。

(一般廃棄物の収集、運搬及び^処分の委託基準)

第8条 法第6条第3項の規定による一般廃棄物の収集運搬又は処分の委託基準については施行令第4条による。

第9条 法第7条第1項および法第9条の1項の規定による村長の許可は毎年度これを受けなければならない。

(一般廃棄物処理業等許可証の交付および許可手数料)

第10条 村長は、法第7条第1項および法第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理業およびし尿処理、し尿処理浄化そう清掃の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は1年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し又はき損したときは、その再交付を受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

一 一般廃棄物処理業の許可証を受けようとする者

1500円

二 し尿浄化そう清掃業の許可を受けようとする者

2000円

三 許可証の再交付を受けようとする者

750円

附 則

1 この条例は公布の日から施行する。

2 恩納村清掃条例(1969年恩納村条例第20号)は、廃止する。

刑の執行猶予制度について

「懲役1年、3年間執行猶予」——新聞の裁判報道を見ると、刑事事件の判決主文で、よくこんな記事を見かけますね。

最近の統計によると、刑事事件の有罪判決のうち、半数以上の54%が、この「執行猶予」付きという結果になっています。

実際の裁判では、検察官の起訴したような犯罪が成立するかどうかとか、被告人がはたして真犯人かどうかということの有罪、無罪が争われる事件というのは、わりあい少なく、有罪であることのはっきりしている被告人に対し、どの程度の刑を科するのが相当か、ことに「執行猶予」を許すべきかどうかという点が争われることが多いのです。

では、その「執行猶予」とは、どういうことでしょうか。刑の種類には、重い順に、死刑、無期または有期の懲役・禁こ罰金、拘留、科料（軽い犯罪に科する刑罰で罰金より軽い）といったものがあります。

懲役・禁こ、拘留は、刑を受ける人を一定の刑罰のための施設の中に入れてしまうもので「自由刑」とも呼ばれ、罰金・科料は、刑を言い渡された人から一定のお金を取り立てるもので「財産刑」とも呼ばれています。

「執行猶予」が付けられるのは、このうち懲役・禁こと罰金の比較的軽いものについてです。

「執行猶予」の付かない刑を、俗に「実刑」などと呼んでいます。

「実刑」の場合には、その裁判が控訴や上告などで争えなくなる（これを裁判が確定するといえます。）と、言い渡された罰がそのとおりに実行されます（これを、刑の「執行」といいます）。

懲役や禁こでは、受刑者を刑務所に入れてしまいますし、罰金や科料では、言い渡された金額をその者から取り立てます。

これに対し、「執行猶予」付きの場合には、裁判が確定してもただちに刑の執行が行なわれません。

それどころか、その後一定の期間（1年から5年の間で、裁判所が適当に定めることになっています。）執行猶予の言渡しが取り消されないで無事に過ぎたときは、刑の言渡しそのものが効力を失い、永久に刑の執行を受けることがなくなります。

それでは「無罪」と変わらないではないかという疑問が出ると思います。

しかし、執行猶予の場合には、被告人に科すべき「刑」ははっきり決められていて、一定の猶予期間内に再び罪を犯すなどの事情が生じると、さきの「猶予」が取り消され、決められたとおりの刑が執行されることになっています。

つまり、執行猶予の場合には、実刑とも無罪とも違って、一定の期間内における本人の行状によって、刑の執行を受けたり、受けなかったりするところがあるわけです。

犯人を、悪の道から立ち直らせるということを目的とすると、あまりに過酷な刑罰はかえって逆効果です。

また、比較的軽い罪については、刑の執行を受けるまでもなく犯人が自分の悪かったことを悟り、今後はまじめに社会の役にたつような生き方をしていきたいと誓っているようなときには、もはや刑の執行をする必要がないといえます。

そればかりか、本人を刑務所に入れると、悪い人たちから犯罪のやり方を教えられたり、出所後に仲間になるように誘われたりすることも考えられますし、そうでなくても、刑務所にはいったということのひけ目からやけになり、せっかく立ち直ろうとした決意がくずれて、かえって以前よりも悪くなるといった心配もあります。

そこで、さきに言ったような「執行猶予」の制度が考案されたのです。この制度によれば、刑の執行によつて、かえつて本人の立ち直りの決意をにぶらせたり、悪い人たちの仲間入りをしたりするようなことは避けられますし、他方、定められた期間内に再び罪を犯すようなことになれば、猶予を取り消すということによつて本人が再び悪の道にはいらないよう警告を与え、本人の立ち直りを促すことにもなるのです。

この執行猶予は、前科のない者等についの3年以下の懲役・禁こ、または20万円以下の罰金を言い渡すときにつけることができ、また執行猶予の期間中に罪を犯した場合であっても、とくに気の毒な事情があり、1年以下の懲役・禁こを言い渡すときには、再度執行猶予が許されることがあります。

ところで、せっかく執行猶予になつても、本人の立ち直りを助けてくれる親兄弟がいないとか、就職口や住居が見つからないといった場合には、本人だけの努力で立ち直ろうとしてもなかなかうまくいきません。

このような場合には、裁判所は、執行猶予の言渡しと同時に、本人を「保護観察」に付することとします。そうすると、保護観察所の観察官や民間から選ばれた保護司さんが、猶予の期間中本人を見守り、本人が再び悪の道に走らないよう指導するとともに、就職のあつせんをしたり、相談相手になつてやつたりしながら、本人の立ち直りを助けることになります。

執行猶予の制度は、わが国では明治38年にはじめて取り入れられました。その成績がよいので、しだいに適用の範囲を広げ、また改善されて現在のよき姿になつたのです。

わたくしたちも、執行猶予に付された人たちが途中でくじけることなく、りっ済に立ち直つて社会の一員となれるよう、暖かい目で見守つていきたいものです。

(総理府広報室編広報資料より)

山田小学校創立85周年

今年でちょうど85年目を迎える山田小学校では、かねてから記念事業（期成会長 比嘉姓一，校長 石川和信）を校区住民、同窓生が一体となってその事業を進めて参りましたところ、予期以上の成果を上げ、その総締めくくりとして、昭和48年7月29日（日曜日）午後2時から山田小学校体育館において式典を挙行致します。

この栄ある歴史を村民一同でお祝申し上げ、今後の限りない御発展を祈念致します。